

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は1ページにあります。

憲 法

[問題]

次の事案を読み、下の間に答えなさい。

[事案]

現行法上、同性の婚姻を禁ずる規定はないが、同性の者同士の法律婚は想定されていないとして、同性の者同士による婚姻届は受理されないとの扱いがなされている。こうした扱いに対しては、同性婚を承認することは伝統的な家族観に反するなどの理由で、支持する見解もある。

近年、国際的に、性的指向の多様性が公認されるようになり、日本においても、地方自治体が同性カップルに両者の関係を公認する「パートナーシップ証明」を出すなどの動きも出てきている。しかし、こうした動きはまだ一部にとどまり、特段の法的効果もない。

そもそも性愛は、人が生きていく上で、社会において他者との親密な関係性を育み、自己の精神的支えともなるものであり、同性愛者が異性愛者と異なる取扱いを受けることにより、同性愛者達は、自らの人格的生存を否定されるように感じると主張している。また、同性愛者には法律婚が認められないため、パートナーが被扶養者として認められず、健康保険の被扶養者扱い、税金の扶養者控除、給与付属の家族手当、職場での介護休暇、公営住宅への入居権、生命保険の受取、相続権などの法的便益・法的保証が受けられない状態にあり、これらについて同性愛者達は異性愛者との不平等な取扱いだと主張している。

X らは、同性婚を法律上公認するよう国会に働きかけるとともに、国会が同性婚を法制化しない立法不作為は憲法に違反すると主張して、国家賠償請求訴訟を提起した。

問1 憲法 13 条後段にいう「幸福追求に対する国民の権利」の内容について説明し、性的指向が「幸福追求に対する国民の権利」に含まれるかについて検討しなさい。

問2 同性の者同士の婚姻を認めない現行法制度の運用は、憲法 13 条に違反するといえるかについて検討しなさい。